

# 1.③ 災害への地域と連携した対応の強化

## 概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならぬこととする。【省令改正】**R3.1.13 諒問・答申済**

## 2.(1)① 認知症専門ケア加算等の見直し

# 概要

【ア：訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護療養型医療施設、介護老人保健施設】

- 認知症専門ケア加算等について、各介護サービスにおける認知症対応力を向上させていく観点から、以下の見直しを行う。
- ア 訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、他のサービスと同様に、認知症専門ケア加算を新たに創設する。【告示改正】
- イ 認知症専門ケア加算（通所介護、療養通所介護）の算定の要件の一つである、認知症専門ケアについて認知症ケアに関する専門性の高い看護師（※1）を修了した者の配置に配置する。【通知改正】
- なお、上記の専門研修により受講しやすい環境整備を行う。
- ※1 認知症ケアに関する専門研修  
認知症専門ケア加算（Ⅰ）：認知症介護実践リーダー研修  
認知症専門ケア加算（Ⅱ）：認知症介護指導者養成研修  
認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修  
、認知症介護実践者研修
- ※2 認知症ケアに関する専門性の高い看護師  
①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修  
②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程  
③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」

## 単位数

アについては、以下の通り。  
イについては、単位数の変更はなし。

<現行>  
なし  
⇒

<改定後>  
認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 単位／日 (新設) ※  
認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4 单位／日 (新設) ※

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護（Ⅱ）については、認知症専門ケア加算（Ⅰ）90単位／月、認知症専門ケア加算（Ⅱ）120単位／月

## 算定要件等

アについては、以下の通り。  
イについては、概要欄のとおり。

- <認知症専門ケア加算（Ⅰ）> (※既往要件と同)  
・ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上  
・ 認知症介護実践リーダー研修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上が20名未満の場合は1名以上、専門以上の場合は1名に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施
- ・ 当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催
- <認知症専門ケア加算（Ⅱ）> (※既往要件と同)
- ・ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施
- ・ 介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定

## 2. (1)② 認知症に係る取組の情報公表の推進

### 概要

【全サービス（介護サービス情報公表制度の対象とならない居宅療養管理指導を除く）★】

- 介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導者）を対象に、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表することを求めることがあります。【通知改正】  
具体的には、通知「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」（平18老振発03331007）別添1について以下の改正を行う。

### 現行

別添1：基本情報調査票（下の表は、夜間対応型訪問介護の例）

事業所名：（記番）

事業所番号：

事業所で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況

（その内容）

計画年度	年度	記入年月日
記入者名	所属・職名	

### 見直し

認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、その他研修の欄を設け、受講人数を入力させる

（20XX年XX月XX日現在）

3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項

実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組			
アセシサー(評価者)の人数	レベル2①	レベル2②	レベル3
段位取得者の人数	人	人	人
外部評価（介護プロフェッショナルキャリア段位制度）の実施状況	[ ] 0なし	1あり	人

## 2.(1)④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

### 概要

【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）★】

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障の実現を実現していく観点から、介護に関する全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サビス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。【省令改正】  
その際、3年の経過措置期間を設けることとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。

R3.1.13 諮問・答申済

(参考)介護従事者等の認知症対応力向上の促進

### 【認知症介護基礎研修】



### 受講要件

新任の介護職員等が認知症介護に最低限必要な知識、技能を修得



### 【目標】

介護に携わる全ての職員  
受講

### 【認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修】



- ・社会福祉士、介護福祉士等の資格を有する者又はこれに準ずる者
- ・認知症介護実践者研修を修了した者又はそれと同等の能力を有すると都道府県等が認めた者
- ・地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者等のいずれの要件も満たす者

認知症介護実践研修  
実践リーダー研修

概ね5年以上の実務経験があり、チームのリーダーになることが予定され、実践者研修を修了して1年以上経過した者

スティップアップ

### 【研修の目的】

・認知症介護実践研修の企画立案、介護の質の改善について指導できる者を養成  
・事業所内のケアチームにおけるリーダーを養成

・認知症介護の理念、知識及び技術を修得

実践者研修

・原則、身体介護に関する知識、技術を修得しており、概ね実務経験2年程度の者

## 2.(4)① 訪問介護における通院等乗降介助の見直し

### 概要

【訪問介護、通所系サービス★、短期入所系サービス★】

- 通院等乗降介助について、利用者の身体的・経済的負担の軽減や利便性の向上の観点から、目的地が複数ある場合であっても、居宅が始点又は終点となる場合には、その間の病院等から病院等への移送や、通所系サービス・短期入所系サービスの事業所から病院等への移送といった目的地間の移送に対する乗降介助に関する乗降介助に係る乗降介助による乗降介助の見直しを行なうこととする。【通知改正】この場合、通所系サービス・短期入所系サービス事業所は送迎を行わないことから、通所系サービスについては利用者宅と事業所との間の送迎を行わない場合の減算を適用し、短期入所系サービスについては、利用者に対して送迎を行う場合の加算を算定できることとする。

### 算定要件等

通院等乗降介助

99単位／片道

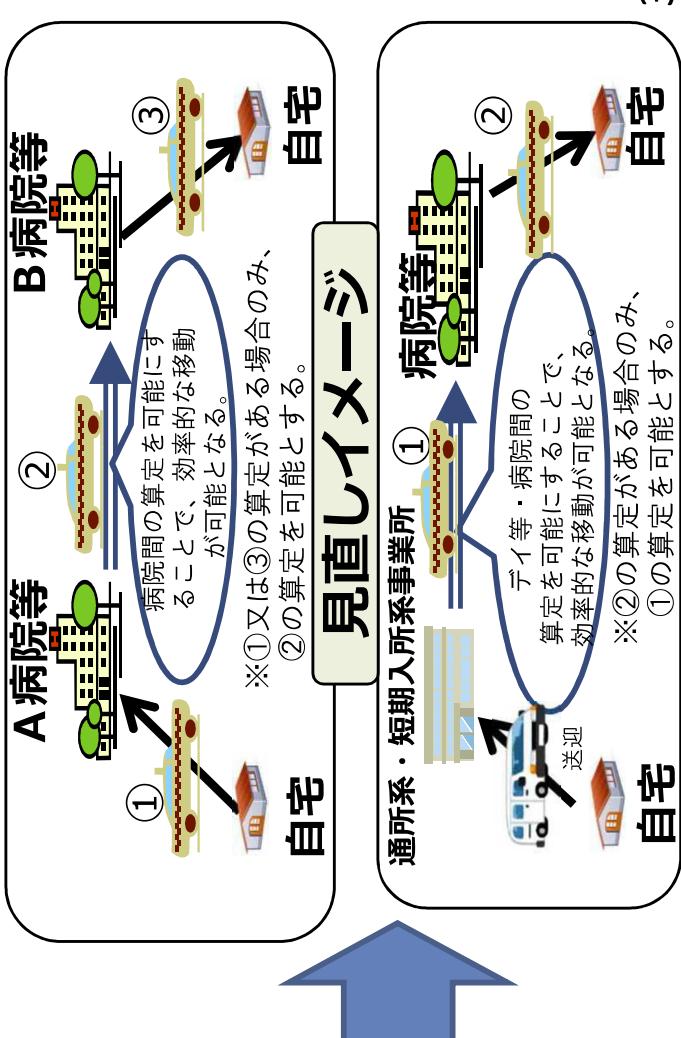
※今回改定後の単位数

### 算定要件等

パターン1

・車両への乗降介助等が介護保険の対象  
移送に係る運賃は介護保険の対象外

パターン2



## 2.(5)① 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し①

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

- 個室ユニット型施設において、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求める、「原則としておおむね10人以下」とする。**【省令改正】R3.1.13 訒問・答申済**

### 基準

- 個室ユニット型施設における1ユニットの定員について、以下のとおり見直しを行う。  
⇒  
<現行>  
おおむね10人以下としなければならない。  
<改定後>  
原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
  - ・当分の間、現行の入居定員を超えるユニットを整備する場合は、ユニット型施設における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

## 2.(5)① 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し②

### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

- ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。【省令改正、告示改正】  
一部R3.1.13諮問・答申済

### 基準等

- 個室ユニット型施設における居室の基準（省令）について、以下のとおり見直しを行う。

<現行>

<改定後>

ユニットに属さない居室を改修したものについては、  
入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室  
を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じて  
いても差し支えない。

- 算定告示の見直し（ユニット型介護福祉施設における介護福祉施設サービス費の例）

- ユニット型介護福祉施設サービス費
  - ・ユニット型介護福祉施設サービス費
  - ・ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ） ⇒
  - ・ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅱ） ⇒
  - ・経過的ユニット型介護福祉施設サービス費
- ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費
  - ・ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ） ⇒
  - ・ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ） ⇒
  - ・経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費
- ユニット型小規模介護福祉施設
  - ・ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ） ⇒
  - ・経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ） ⇒

## 2.(7)⑤ 特例居宅介護サービス提供の確保

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護★、訪問入浴介護★、訪問対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問リハビリテーション★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、訪問看護管理指導★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、小規模多機能型居宅介護★、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、福祉用具貸与★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型特定施設入居者生活介護、介護予防支援】

### 概要

- 中山間地域等において、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする観点から、令和2年の方針分権改革に関する提案も踏まえ、特例居宅介護サービス費等の対象地域と特別地域加算の対象地域について、自治体からの申請を踏まえて、それぞれについて分けて指定を行う。【告示改正】

### ○サービス確保が困難な離島等の特例

指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域で、市町村が必要と認められる場合には、これらのサービス以外の居宅サービス・介護予防サービスに相当するサービスを保険給付の対象とすることができる。  
【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③沖縄山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

### ○中山間地域等に対する報酬における評価

訪問系・多機能系・通所系サービスについて、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービス提供をした場合、介護報酬における加算で評価

	単位数	要件
① 特別地域加算	15／100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③沖縄山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域
② 中山間地域等の小規模事業所加算	10／100	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ②辺地 ③半島振興対策実施地域 ④特定農山村 ⑤過疎地域
③ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5／100	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ④辺地 ⑤沖縄山村 ⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島

# 3.(1)① リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進

【訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、齋養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護老人施設、介護老人保健施設、介護老人施設、介護老人施設】

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組を一体的に運用し、自立支援・重度化防止を効果的に進め  
る観点から見直しを行う。【通知改正】

## 概要

### 算定要件等

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する加算等の算定要件とされている計画作成や会議について、リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士が必要に応じて参加することを明確化する。
- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する各種計画書（リハビリテーション計画書、栄養ケア計画書、口腔機能向上サービスの管理指導計画・実施計画・実施記録）について、重複する記載項目を整理するとともに、それぞれの実施計画を一目的に記入できる様式を設ける。

### 3.(1)⑦ リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の書式の見直し

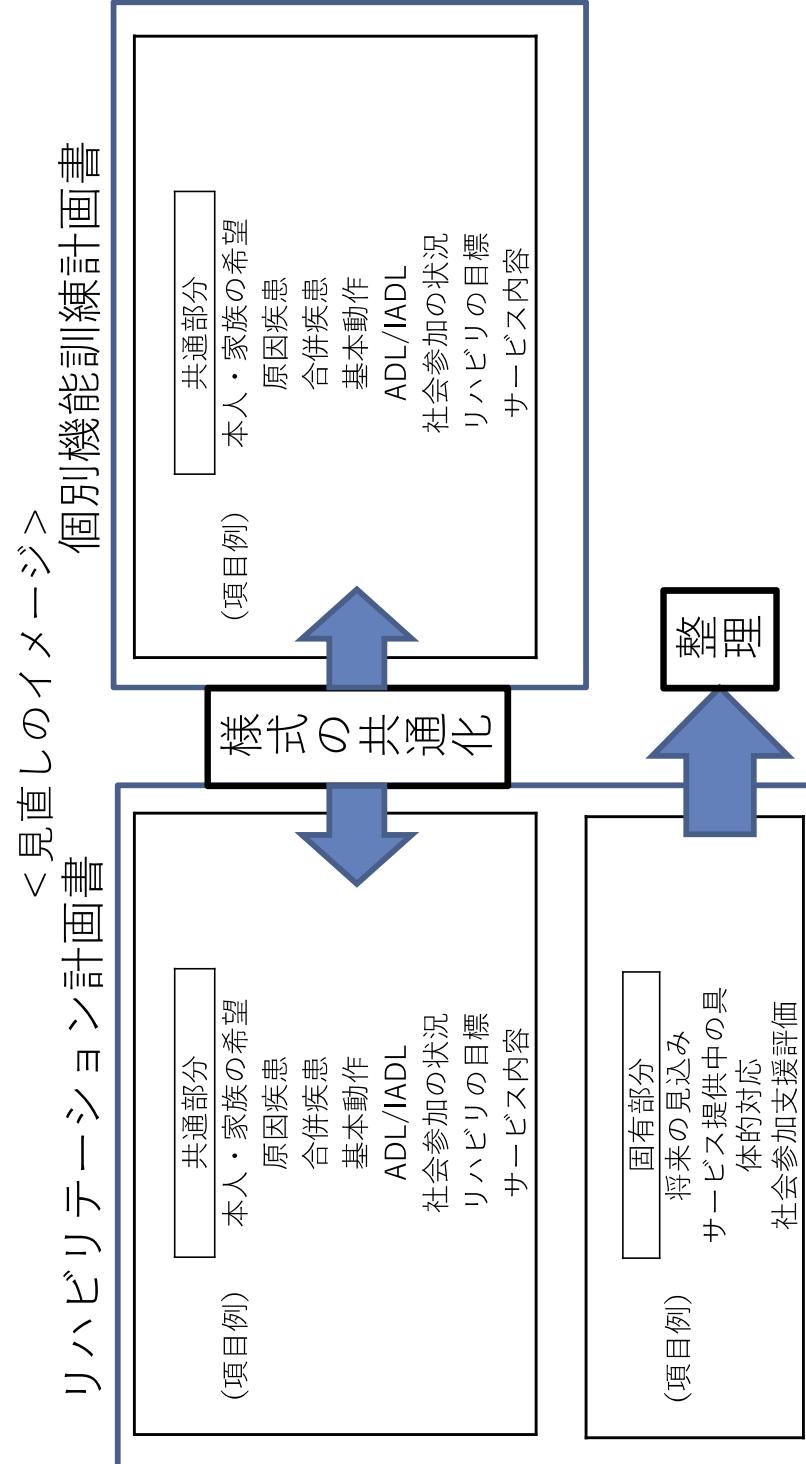
概要

短期入所生活介護★

- 業務効率化の観点から、リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の項目の共通化を行うとともに、リハビリテーション計画書の固有の項目について、整理簡素化を図る。

等要件定算

- リハビリテーション計画書及び個別機能訓練計画書の様式を見直す。



### 3.(1)⑧ 生活機能向上連携加算の見直し①

【ア：通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、短期入所生活介護★、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護★】  
認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、イ：訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規

#### 概要

- 生活機能向上連携加算について、算定率が低い状況を踏まえ、その目的である外部のリハビリテーション専門職等との連携による自立支援・重度化防止に資する介護の推進を図る観点から、以下の見直し及び対応を行う。

ア 通所系サービス、短期入所系サービス、居住系サービス、施設サービスにおける生活機能向上連携加算について、訪問介護等における同加算と同様に、ICTの活用等により、外部のリハビリテーション専門職等が当該サービス事業所を訪問せずに、利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価する区分を新たに設ける。【告示改正】

イ 訪問系サービス、多機能系サービスにおける生活機能向上連携加算（II）について、サービス提供責任者とリハビリテーション専門職等がそれぞれ利用者の自宅を訪問した上で、共同して力シングファレンスを行いう要件に關して、要介護者の生活機能を維持・向上させたためには多職種によることや、業務効率化の観点から、同カンファレンスについては利用者・家族も参加するサービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で実施するサービス提供責任者及びリハビリテーション専門職等によるカンファレンスでも差し支えないことを明確化する。【通知改正】

※ 外部のリハビリテーション専門職等の連携先を見つけやすくするため、生活機能向上連携加算の算定要件となり得る訪問・通所リハビリテーション事業所が任意で情報をお表するなどの取組を進めます。

### 3. (1)⑧ 生活機能向上連携加算の見直し②

単位数（ア）	算定要件等（ア）
<現行> 生活機能向上連携加算 200単位／月	<p>&lt;改定後&gt;</p> <p>⇒ 生活機能向上連携加算 (I) 100単位／月 (新設) (※3月に1回を限度) ⇒ 生活機能向上連携加算 (II) 200単位／月 (現行と同じ)</p> <p>※ (I) と (II) の併算定は不可。</p>

- 生活機能向上連携加算 (I) > (新設)
- (病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。) の理学療法士等や医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。
- 理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。

- <生活機能向上連携加算 (II) > (現行と同じ)
- 訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。) の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定。